

平成24年6月7日

加賀市医療提供体制庁内関係部課連絡会議  
(保健医療福祉部会)の検討結果について(中間報告)

加賀市医療提供体制基本構想(以下「基本構想」という。)において継続検討事項となっている統合新病院に併設する保健福祉機能について、市役所庁内関係部課による連絡会を開催し、統合新病院に併設する保健福祉の機能について検討結果を取りまとめたので報告する。

### 1. 保健事業との連携について

基本構想においては、保健センターを統合新病院に併設することについて検討することとしている。

統合新病院においては周産期医療を充実させ、市内で分娩できる体制を整備することとしており、保健センターを併設することにより、母子健診機能や相談機能が一か所に集約され、妊娠期から出産後までの支援体制が整えられる。

また、現在より駐車場の台数が見込めることや、加賀温泉駅前の立地で自家用車以外の公共交通機関も利用しやすくなることから、市民の利便性は高まると思われる。

部会においては統合新病院の同一建物内に保健センターを併設し、別途設置予定の健診センターと設備の共用を検討したが、母子健診スペースについては共用が困難であり、健診センターと別途整備する必要がある。その場合、統合新病院の駐車場面積が減少するおそれがあり、また設備共用の関係上、スケジュール、受け入れ体制の調整が必須で、市民へのサービス提供に支障が出るおそれが高い。

そのため、今回の統合新病院建物と一体とした整備は行わず、将来的に統合新病院に近接して独立した保健センターを整備することについて、継続して検討を進めるものとする。

### 2. 介護サービスとの連携について

基本構想においては、地域包括支援センターを統合新病院に併設することについて検討することとしている。

統合新病院においては、市内医療機関に入院している市民等が退院後における介護保険サービス等をスムーズに受けるため、市民が入院中から本人からの相談・申請について、入院している医療機関と調整を行い、医療と介護の連携体制を整えることとする。

また、統合新病院に訪れた市民の一次的な相談も受け、市の地域包括支援センターに引き継ぐ業務も担うこととする。

この組織は、地域包括支援センターのサブセンターと位置づけ、現在の地域医療連携室に地域包括支援センター職員を若干名配置、増員し、対応する。

### 3. その他の福祉サービスとの連携について

基本構想においては、統合新病院に福祉事務所を併設することについて検討を進めるとともに、福祉関係団体と協議することとしている。

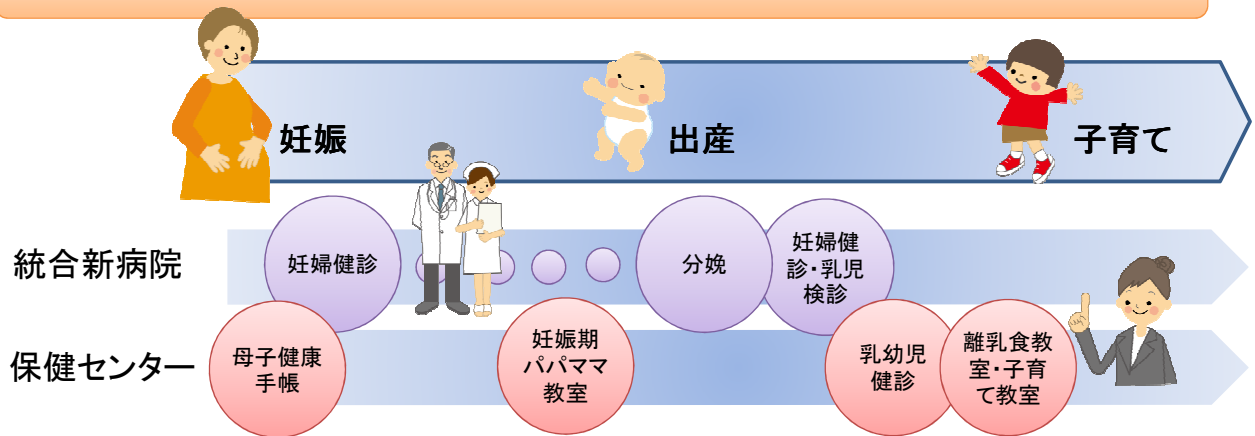
福祉事務所については、障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉分野では病院との連携事例は少なく、生活保護では年間 20 件程度の連携事例はあるものの、福祉事務所として人員やシステム等を配置するメリットは少ない。統合新病院に福祉事務所は併設しないものの、医療サービスと福祉サービスを同時に提供することが必要な場合も想定されるため、その他の福祉サービスの提供と統合新病院（特に地域医療連携室）との連携については、より強化する方向で運営体制を検討する。

福祉関係団体の併設については、福祉ボランティアの業務を所掌する社会福祉協議会を想定していたが、病院より福祉事務所との連携が密であり、福祉事務所が併設しない場合には社会福祉協議会も併設を行わないという協議結果となった。

# 保健センターとの連携

保健センターとの連携強化により

妊娠期から出産後までの支援体制整備→市内で分娩できる体制を整備



保健センター整備の検討

加賀温泉駅周辺で統合新病院に近接して整備すると...

現在より駐車  
場台数が見込  
める

現在より公共  
交通機関が利  
用しやすくな  
る

保健センターを統合新病院の敷地に整備すると...

母子健診スペ  
ースは共用で  
きず別に必要

統合新病院の  
駐車場が減少  
するおそれ

将来的に統合新病  
院に近接して独立し  
た保健センターを整  
備することについて  
継続して検討

# 介護サービスとの連携

統合新病院に地域包括支援センター(サブセンター)を併設することで、退院後の介護サービスの利用について相談・申請が円滑にできるようになります。

## 地域医療連携室(病院)

- ・医療・福祉相談
- ・逆紹介患者窓口(病診連携)
- ・入院・退院の支援



## 地域包括支援センター(市)

- ・高齢者の総合相談
- ・介護予防
- ・介護保険サービス利用手続き

